

平成十四年三月十九日（火曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長 谷畑 孝君

理事 伊藤 達也君 理事 栗原 博久君

理事 竹本 直一君 理事 中山 成彬君

理事 鈴木 康友君 理事 田中 慶秋君

理事 河上 暲雄君 理事 達増 拓也君

伊藤信太郎君 小此木八郎君

大村 秀章君 梶山 弘志君

阪上 善秀君 下地 幹郎君

新藤 義孝君 根本 匠君

林 義郎君 平井 卓也君

増原 義剛君 松島みどり君

茂木 敏充君 保岡 興治君

山本 明彦君 生方 幸夫君

川端 達夫君 北橋 健治君

後藤 茂之君 中山 義活君

松原 仁君 松本 龍君

山田 敏雅君 山花 郁夫君

山村 健君 漆原 良夫君

福島 豊君 土田 龍司君

大森 猛君 塩川 鉄也君

大島 令子君 原 陽子君

西川太一郎君 宇田川芳雄君

.....
経済産業大臣 平沼 赳夫君

経済産業副大臣 古屋 圭司君

経済産業副大臣 大島 慶久君

経済産業大臣政務官 下地 幹郎君

経済産業大臣政務官 松 あきら君

政府参考人

（農林水産省大臣官房審議

官） 松原 謙一君

政府参考人

（経済産業省製造産業局長

） 岡本 巖君

政府参考人

（国土交通省海事局長） 安富 正文君

経済産業委員会専門員 中谷 俊明君

委員の異動

三月十九日

辞任	補欠選任
小此木八郎君	新藤 義孝君
松本 龍君	山花 郁夫君
大島 令子君	原 陽子君

同日

辞任	補欠選任
新藤 義孝君	小此木八郎君
山花 郁夫君	松本 龍君
原 陽子君	大島 令子君

三月十九日

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号）

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

谷畑委員長 川端達夫君。

川端委員 大臣、副大臣、政務官、御苦労さまでございます。よろしくお願いたします。

大変深刻な不況がいつまでたっても続くという状況であります。そういう中で、国民の政治への関心は全く違うところに行ってしまった。しかし、これはこれで大変大事な問題であります。実は、けさここへ出てくるまでに朝のワイドショーというのをテレビで見えておりました。テレビ朝日で、鈴木宗男君は国会議員を辞職すべき八三・四％、離党で十分九・一％、何もしなくてよかった四・二％という数字でありました。

すさまじい国民の怒りと不信がある。しかも政と官、そして政治家とお金という、今までもいろいろ議論されてきたことがこの部分で一気に吹き出したのかなという感じがするのですが、一連の今回のこういう事件をめぐる部分において、政治家として、そして官の最高責任者としてどういう御所見をお持ちか、大臣、副大臣にお尋ねをしたいと思います。

平沼国務大臣 川端先生御指摘のように、予算委員会の審議がずっと続いておりますけれども、しかし主眼的には、予算の審議よりも、むしろこういった鈴木議員の問題でありますとかあるいは外務省の問題、こういったことに終始をして、私も、国民の皆様方に大変大きな御迷惑をかけていると思います。そういう意味で、私どもは、今御指摘の政と官、そういった癒着構造を断ち切ることが国民の信頼を回復する重要なポイントだと思っています。

そういう中で、私どもとしては、やはりこの問題をなおざりにしないで、しっかりとさらに真相究明をして、国民の皆様方が納得いくような回答をいわゆる政治サイドから出していかなければならない、私はこういう基本的な考え方を持っております。

古屋副大臣 今大臣から答弁があったことに尽きるわけでございますけれども、私ども政治家としては、政と官のあり方というものをやはりしっかり我々自身が認識をして政治活動をしていく、このことが何よりも大切であり、そのことなくしてやはり政治信頼の回復はないということを改めて私も深く認識をいたしております。

川端委員 ありがとうございます。

今回のことでいわゆる不当な、外務省は異常なという表現を使われたと思うのですが、そういう部分で政治家が官の公正な執行にかなり影響を与えたということは非常に大きな問題の一つである。

しかし、私、今大臣の立場、副大臣の立場でお伺いしたときに、今回の問題の中で、やはり国民は、そういう非常に強圧的な圧力があつたとはいえ、公の立場にある、予算を執行する、あるいは法律を執行するという立場の官が、そういう部分に影響を受けて、本来公正であるべきものをゆがめてしまったという現実ですね、官のあり方というものも私は非常に大きな不信の部分だというふうに思うのです。納めている税金がこんなにずさんに、不透明に、むちゃくちゃなことにどんどん、いかに圧力をかけられたとはいえ、ある意味では、執行者としてこんなことをしていたのかということだと思うのです。

官のあり方、特に、そこに長として、今回内閣法の改正によって大臣、副大臣、政務官という、いわゆる政治家が最高の、上に立つんだという構造をされた部分で、こういう今までの経過の中でこういうことが起こってきたときに、やはりそのトップの、政治家としての行政の長という責任は大変重いという指摘をしたんだというふうに私は思うのですが、繰り返しになりますが、いかがですか。

平沼国務大臣 川端先生の御指摘のとおりだと思ひまして、そういう、政治家の不当な介入を許して国民の信頼を損なつたということは、やはり官の側にも大きな責任があると思ひます。

そういう意味で、私も大臣という経済産業省のトップを務めさせていただいているわけでありまして、今回のことを私どもは真摯に受けとめて、やはり官の襟を正して、そういうことが起こらないように本当に責任を果たしていくことが大切だ、こういうふうに思っています。

川端委員 それで本題に入るわけですが、いわゆる官の意思決定と、その部分での政治家としての最高責任を持ってやるということが非常に大きな問題であるというときに、この法案について、先ほどの鈴木議員の質問にもありましたが、四十年來の改正である、そしてかねがね、実際にいろいろな指摘がされてきた法律であります。

特に交付金というのが、平成十三年度では自転車で三百九十三億円、小型自動車で五十三億円。また、これをやり出してから十三年度までの累計で、日本自転車振興会だけで一兆五千四百七十三億円、こういうものに使ってきた。これは、まさに法律で定められた部分での交付金、納めているわけですから事実上は公金である。しかし、一般予算にかかるわけでもないし、そしてそのことで国会の審議に中身的に基本的にはかかるわけではないという部分でいうと、別に支援委員会と一緒にということを言っているわけではなくて、やはり少しちょっと違うところを持っておられるということでもあります。

この法案の議論の経過というのは、ずっと前から、先ほども議論ありましたが、ずうっといろいろあつた中で今回にたどり着いたんだと思うのですが、交付金の区分分けとかということが今回法律で出てきましたけれども、この交付金のあり方について大臣や副大臣は、政治家として、この議論、最終的に閣議決定に至るまでに、私ちょっと交付金だけに絞らせていただきますが、交付金という部分についてどういう議論をしてこられて、最終的に結論をこういう形に法律として持ってこられたのか。時間がごく限られておりますので、ここが一番あれだったということ、こういうことで判断したということがあればお聞かせをいただきたい。

平沼国務大臣 これは非常に、地方自治体、施行者の収支が急速に悪化をしてきました。そしてこここのところ、所沢市を初めとして一部の施行者の方から大変交付金の支払いに困難を来す、こういう窮状が訴えられたわけでもあります。

まず、私どもは、そのことにやはり着目をいたしまして、こういったことを改善していかなきゃならないということで、やはり広い角度から議論すべきと、こういう判断をいたしまして、昨年の三月に、産業構造審議会に競輪小委員会というのを設けまして審議を開始したところでもあります。

その後も幾つかの施行者からいろいろな機会に、この困難な状況の打開を訴える要望あるいは陳情を受けてまいりました。

そうした中で、私どもは、そういう施行者の皆様方の負担を減らしながら、そしてさらに、ここは一号交付金、二号交付金でそれぞれ大きな社会的な貢献をいたしておりますから、そういった貢献がさらにできるような環境をつくらなきゃいけない。そのためには、やはり施行者側も努力をしていただいて、冗費を省くあるいは経費を節減するというのもやっていたらなきゃいけないけれども、それだけでは十分ではないので、やはり我々は、そういった形で、交付金という中で、施行者たちがこれからも、先ほど申し上げたような観点から事業が継続できる、そしてそれがさらに社会的な貢献につながる、こういったところに力点を置いて今回の法改正をお願いした、こういうことであります。

川端委員 ちょっと聞き方が悪かったと思います。その集め方、払い方ではなくて、交付金を使うという部分ですね、今の交付しているやり方。

かねてからいろいろなところで、例えば産構審においても、あるいは行革審、あるいは報道でも、お受けとめ方はいろいろでしょうけれども、雑誌の記事とかそういうものを含めて、いわゆる交付金の使われ方。今おっしゃったのは、どういただくかということ。使われ方に関してこれでいいのかということの指摘と、話題ということ、あるいはメディアを通じていろいろ取り上げられたということはたくさんあったと思うんですね。

今回の法改正では、その集め方、納め方に関しての部分の四十年ぶりの改正はあったけれども、その使い方に関しては今回法改正がないわけなんです。そのことに関しては、どういう議論の結果でやらないということになったのか。要するに手をつけなかった。ということは、いろいろ問題はあるけれども今回はということなのか。別に今のままでいいという御認識を持っておられるかを伺いたかったのです。その過程にどういう議論があったのかをお伺いしたい。

平沼国務大臣 これに関しましては、前の答弁で申し上げましたように、やはり非常にそういう厳しい現状がある。それが基本的な認識にございまして、その中で、今までやっていた使い方の方に関しては、やはりそれぞれ実績があり、また現状的には、それで非常に期待をし、その恩典を受けているところがございますから、そういう意味では、今のそのやり方をしっかりと踏まえて、そしてそれがさらに円滑にいくようになればいい、こういう基本的な考え方です。

川端委員 今、実績があり、恩恵を受けているところがたくさんあることは事実です。しかし、いろいろな指摘の中で、これでいいのかという観点でのいろいろな議論があったことは、これも事実です。

それで、私、実は競輪、オートレースに行ったことがないのでそのもの自体はよくわからないんですが、先ほど来の議論を聞いていますと、ファンのためのものなのか、そして、その部分の利益を地域や社会的還元をするというお話がよく出てまいります。

ファンのためにやっているいろいろ上がりがあった部分を還元するというものなのかなと思っていましたら、自転車競技法の第一条は、「都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。」と。法律の建前は、そういうことをやるために自転車を行うと書いてあるんです。ファンのために自転車をやった上がりを社会還元するとはどこにも書いてないんですね。

そして十一条に、「競輪施行者は、その行なう競技の収益をもつて、自転車その他機械の改良及び」云々と、こういうふうに書いてある。そして、「日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的と

する事業の振興に資することを目的とする。」と書いてある。そういうものなんだと改めて認識しました。

そうすると、そういう法律があって、自転車のまさに振興を図ると。そして、加えて機械産業で
すか、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他公益と
いうことで、自転車があって機械があって、そして輸出とかいう産業があって、それ以外に公益が
ある、こういう立て方なんだ。それで、交付金を、特に一号交付金はそういうものとして使う。

それを受けた自転車振興会は、補助事業の補助方針というのを毎年お立てになっている。法律に
そういう精神があるという理念を受けて補助方針をお出しになっている。これを、ちょっと長いで
すけれどももう一回読んでみますと、機械工業と書いてある部分だけ抜きますからね。

国際競争が激化する中で、経済全体の生産性の低迷、厳しさの続く雇用情勢、エネルギー・環境・
リサイクル問題の重要性の増大等、その環境が厳しさを増す一方、情報技術(I T)革命への対応、
企業の事業再構築、グローバルな合従連衡等の動きが加速化しており、経済構造改革の推進の重要
性が高まっている。

こうした我が国機械工業を取り巻く環境変化に加え、平成十三年六月二十六日に閣議決定された
「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」、同年三月三十一日に閣議決定
された「科学技術基本計画」、更には「産業構造改革・雇用対策本部」や「総合科学技術会議」の
動向等を十分に踏まえ、

我が国の経済構造改革の推進、経済活力の向上等を実現していくため、
と書いてあるんですね。これは大臣がおっしゃることですよ。自転車振興会はこういう大上段で補
助金を出しているんですよ。

さすがに気がとがめるから、「その際」と最後の三行ほど書いてあるんです。

その際、近時、競輪及びオートレースを取り巻く環境が厳しい状況にあることに鑑み、これらの
活性化にも資する事業については、十分な配慮を行うものとする。

これはひっくり返っているんですね。自転車があり、機械があり、そして輸出産業がありという部
分にお金を出すために競輪をやりますと。受けた方は、そういうことでやりますと書いてある。そ
して、具体的に補助方針といった瞬間に、もう、我が国を眺めたときの経済環境から全部こんな
ことになって、こういうことでやらなければいけないと。そして最後に、競輪もオートも厳しいから、
そういうことには配慮しなさいよと書いてある。何か随分変だなと思います。

それで、この中身が、それでやられている事業は、それは実に物すごいテーマをいっぱい交付し
ておられるんです。その個々のテーマは、まさにこの前段にあったような、本当に日本の経済に資
するいろいろな部分の研究や助成をやっておられる。それはいいんですが、私は、こういう構造で
こういうものを使うというのはいいんだらうかと。ここの理事長は、間違いなく経済産業大臣と同
じぐらいの見識を持ち、視野を持ちながら、こういうことが要るなということをやっておられると
いうことなんですよ。

ところが、経済産業省は経済産業省でそういうことを見ておられるわけですよ。そして、現にい
ろいろな補助事業や育成事業に公金、予算をつけてお出しになっている。どうしてかぶる必要があ
るのか。しかも、それを見ていくと、自転車振興なんてそのテーマに何も無いじゃないかと。何も
と言ったら語弊がありますね、ほとんどない。

大臣、自転車という言葉を言えば何を連想しますかと問われたら、どうですか。

平沼國務大臣 自転車というイメージは、これは日常、生活に利用する、買い物等に利用したり、
あるいは最近ではスポーツということがございますから、相当精密機械的に高度な製品になっており
ますけれども、幅広く人間の移動手段として相当古い歴史も形成してきましたし、人間社会の中に
根づいているいわゆる交通手段としての非常に便利なそういうものだ、こういう認識を持っていま

す。

川端委員 私は、二つありまして、一つは、こういう団体が、こんなに幅広に、もう日本の経済をしょって立つような部分に役に立つことを、彼らの独自に補助金をつけてやるということはやるべきでない。それだったら、もうその人が経済産業大臣をやればいい。まさに、大臣のおやりになることをこういう形でおやりになるべきではないということが一つ。

それから、本末転倒している。自転車のことを、大臣も言われましたけれども、私も自転車は大体そういうことですね、ママチャリとかね。最近であれば、電池がついて、坂を上ってビールを載せている写真がありますけれども。もう一つは、言われたように、やはりこれから、環境に優しい乗り物である、そして健康に役に立つ乗り物である。プラスのイメージはいっぱいあるんですね。マイナスのイメージは放置自転車ですよ。どこに行っても自転車山盛り。

そして産業で言えば、自転車という部分の自転車屋さんであるとか、それから町工場も含めて、まさに中小企業のベースなんですよ。近所の自転車屋さんというのは町の中の零細企業の大事な部分ですよ。

そして、自転車競技をして交付をするときに、全国の放置自転車の対策はどうするか研究しろ、そういうことをやるんだったら、それには補助金を上げますとか、快適な環境のために自転車にみんな乗ろう運動をしよう、そのために自転車ロードをつくるのにはこういうバックアップをあげますよとかというのが本筋にあって周りがあるんだたらまだ許せる。何にもないと私は思いました。もう読むのが嫌になるほど資料はあります、テーマは。これが一つ。

それから、もう時間がなくなって、もう一つは 資料を配っていただいたかな。それで、この自転車振興会がいろいろなテーマに補助金を出しているんですね。これはもうたくさんあるので、たまたま見つけたのでここに抜いたんですけども、財団法人産業研究所というところに自転車振興会から助成金が出ている。その助成金を、もうお見せしませんが、こんなに、大臣、一号だけあるんですね、テーマがいっぱい。一番初めに、例えば光産業技術に関する調査研究の補助事業とかずっとありまして、その中に、産業研究所に、一番最後のテーマのその他というところで、非常にばくとしたテーマで助成金が出されている。

それがどういうところなのかなと思って見ましたら、この財団法人産業研究所の事業内容の二に、「事業内容としては、機械産業等の基盤に係る経済社会上の諸問題等の産業政策に係る諸問題について主として外部のシンクタンク・専門機関等を活用して調査研究を行っている。」と。主として外部に研究を委託することをやっている事業主だと。

次の二枚目の紙を見ていただきますと、ここに自転車振興会、二段目に「財団法人産業研究所補助金収入推移」というのがありまして、過去十年ということで、補助金収入ということで、平成三年が十八億五千九百五十四万円、平成十二年が四億二千万と、実に四分の一以下に減りましたけれども、こういうふうに乗っている。これだけ助成がされている。

それで、その次の「財団法人産業研究所支出内訳」というのを見ますと、支出の事業費の中で、平成三年、十五億五千九百万円というのが補助事業。要するに、これは実際で言うと、独自の事業以外の、補助金をもらって委託研究に出すというのを九〇%以上やっている団体だということなんですよ。しかもこれは、その下に「収入内訳」というので見ますと、例えば平成三年では、基本財産運用収入、基本財産は民間のいろいろなこういうことに関連するところがお出しになったので、その果実で収入があって、補助金収入があって、雑収入があると。これがだんだん、この低金利ですから、平成十二年になると、基本財産運用収入も三分の一ぐらいに減り、補助金収入は四分の一ぐらい、これは交付金ですから。運用資金取崩収入というので、もう取り崩さないと言っていけないと。

そして、補助金は四分の一になるということで、財政規模も非常に小さく、半分ぐらいになり、

人件費は全然半分にもならず、そこそこあって、伺いましたら、この人たちの、有給役員の報酬は平均一千二百万円であると。関係省庁からのOBさんもたくさんおられる。

そうすると、これはだんだん補助金がなくなっていったら、何か基金だけで給料をもらって、補助金をもらっているところへ委託する。この委託しているテーマはだれが審査しているかといったら、実は、その部分、また百ぐらい委託していますから、というのは、もとの振興会が、この団体がどういう委託をするのかを審査して渡しているというんですね。そうしたら、もう二重にやっているということなんです。ほとんど意味がないではないか。そうしたら、初めからこういうテーマに出せばいい。

私は、経済産業省が本来きちっといろいろなところにやるだけでもいいと思うのに、振興会という形をつくって、経済産業大臣のかわりをやっておられて、そこから受けたところがまたかわりをやっておられる。しかも、それは実態として丸投げの中間的な組織もあるということではないのかというふうに思いました。

もう時間が来てしまいましたので指摘はこれぐらいにしておきますが、しかも、その部分で本当に成果が役に立っているのだろうかとか、私は、この交付金が要るのだろうかということ。そしてほかの、例えばオートレースの話がありましたけれども、第二号交付金ですというところへ、スポーツとかにやっていますね。みんなやっているんですね、競輪も競馬もオートレースもそれぞれに。そして、今度はtotoができた。totoは、配分するのに第三者機関が配分決定するという、非常にオープンにしました。しかし、この振興会は中でおやりになる。そういうことで透明性がこれでいいのか。

あるいは、トータルとしていろいろ社会還元するなら、そういういろいろな事業の部分を一体化して国として運営するような仕組みがないのかどうか、あるいはそれを国庫納付という形、あるいは税という形の議論もいろいろあります、今まで。そういうものを含めているいろいろな問題を抱えているということをきょうは申し上げたかったわけです。

そういうことの中で、大臣として、今回の法改正は法改正として、これだけいろいろな問題があり、行革審の事務局からもいろいろのやりとりも、民営化の議論もありますが、含めて、抜本的にいろいろなことについてやはりメスを入れるということがどうしても必要だというふうに私は思うんですけれども、その部分に関しての御所見を伺って終わりにしたいと思います。

平沼国務大臣 資料に基づいた大変重要な御指摘をいただいたと思っています。

そもそも、自転車振興、こういう形でスタートしましたけれども、時代の変遷、それから社会の要望、そういったことによってその事業内容あるいは支援内容というのがいろいろな分野にわたってきたというのは、ある意味では時代の要請だったと私は思っています。

しかし、実際に今機能しているそういう個々のことについて、やはり小泉内閣というのは、抜本的に見直しながら、わかりやすい、やはりそういう新しい体制をつくっていかなきゃいけない、ということですから、御指摘の点も踏まえながら、私どもとしては、これは、国民の皆様方の注視の的で今小泉構造改革進んでおりますので、その一環として私どももこの件は取り組んでいかなければいけない問題だ、このように思っています。

川端委員 ありがとうございました。